

# 下水排除基準表

令和6年4月1日現在

項 目		終末処理場を有する公共下水道の使用者				
		特定事業場		その他の事業場		
		50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	
条例で定める基準	環境項目	水素イオン濃度 (pH)	5以上9以下	5以上9以下	5以上9以下	5以上9以下
		生物化学的酸素要求量	600	—	600	—
		浮遊物質	600	—	600	—
		ノルマルヘキサン	5	5	5	5
		抽出物質含有量	30	—	30	—
		窒素含有量	240 (80)	—	240 (80)	—
		燐含有量	32 (8)	—	32 (8)	—
		温度 (°C)	45	45	45	45
		沃素消費量	220	220	220	220
		下水道法施行令で定める基準	健康項目	フェノール類	5	5
銅及びその化合物	3			3	3	3
亜鉛及びその化合物	2			2	2	2
鉄及びその化合物 (溶解性)	10			10	10	10
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10			10	10	10
クロム及びその化合物	2			2	2	2
カドミウム及びその化合物	0.03			0.03	0.03	0.03
シアン化合物	1			1	1	1
有機磷化合物	1			1	1	1
鉛及びその化合物	0.1			0.1	0.1	0.1
下水道法施行令で定める基準	健康項目	六価クロム化合物	0.2	0.2	0.2	0.2
		砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005	0.005
		アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003	0.003
		トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1
		テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1
		ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2
		四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02
		1・2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04
下水道法施行令で定める基準	健康項目	1・1-ジクロロエチレン	1	1	1	1
		シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4
		1・1・1-トリクロロエタン	3	3	3	3
		1・1・2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06
		1・3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02
		チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06
		シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03
		チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2
		ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1
		セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
下水道法施行令で定める基準	健康項目	ほう素及びその化合物	10 (230)	10 (230)	10 (230)	10 (230)
		ふっ素及びその化合物	8 (15)	8 (15)	8 (15)	8 (15)
		1・4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5
		ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	10	10	10	10

(備考)

- 1 単位は pH, 温度, ダイオキシン類を除き mg/L以下 である。
- 2 窒素含有量及び燐含有量の ( ) 内は, 児島湖流域下水道に係る排除基準を示す。
- 3 塗りつぶしの数値は, 直罰適用の排除制限に係る排除基準を示す。
- 4 塗りつぶし以外の数値は, 除害施設の設置等の義務付けに係る排除基準を示す。
- 5 ほう素及びふっ素の ( ) 内は児島下水処理場, 玉島下水処理場に係る排除基準を示す。

...令和6年4月1日改正(六価クロム規制値が0.5から0.2へ改正)